

【世界人権セミナー】

フィリピンにおける人権侵害は、いま
～ コロナ禍、選挙、開発の現場を歩いて

2022年12月22日(木)19:00-20:30

人権状況に対する国際社会の対応
～ 国連を中心に

藤本 伸樹

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター
(ヒューライツ大阪)

2016年6月、ドゥテルテ(元)大統領就任 「麻薬戦争」を開始

麻薬密売人・使用者とみなされた多数の人が**殺害、逮捕**。

★**大統領選の選挙公約**: 300万人の麻薬依存者を取締まる。

★元検察官のドゥテルテが麻薬取締りを始めたのは、
ダバオ市長時代(1980年代から20年超務めた)



‘フィリピンのダーティハリー’ (凄腕刑事)と名を馳せる。

⇒ **市民の人気**高まる

二つの分野での深刻な人権侵害

2016年6月30日～2022年6月29日

「麻薬戦争」と

「共産主義勢力」「ムスリム急進勢力」
への対応

① 超法規的殺害(処刑)

= Extra Judicial Killings(EJK)

(刑事・司法手続きを経ない処刑)

② 構造的・系統的に行われる

③ 容疑者不処罰



President
Rodrigo Duterte
(Malacañang photo)

「共産主義勢力」取締り

国軍はじめ治安部隊(警察や民兵含む)による

ターゲット:ゲリラ掃討作戦として共産党(CPP)、

軍事部門の新人民軍(NPA)+ NDF(民族民主戦線)

国軍や政権は、合法的な社会運動と非合法のNDFを関連づける⇒**レッド・タグging**(共産主義者として赤タグ付け)

左派系組織の関係者をその手先(テロリスト)とみなす=反テロ法で加速



いやがらせ、脅迫、逮捕・恣意的拘禁、強制失踪、超法規的殺害。
ジャーナリスト、法律家など**人権擁護者も弾圧の対象として犠牲。**

ドゥテルテ政権下、職務関連で約60人の弁護士・検事・判事殺害。

→**容疑者の不処罰**

2019年国連人権理事会 調査を求める決議採択

- ・2019年3月、フィリピンが**国際刑事裁判所 (ICC) を脱退**。
麻薬撲滅作戦をめぐる予備調査に乗り出したことに反発
- ・2019年6月、**11人の人権問題に関する国連特別報告者がフィリピンの人権侵害の調査を人権理事会に要請** (2016年6月から約3年間に数十回にわたりフィリピン政府に憂慮表明し、人権状況の改善や国連の調査の受け入れを求めていた)
- ・2019年7月、**人権理事会、調査を求める決議採択 (日本は棄権)**



フィリピン政府は「**茶番**」だと反発。
「殺害は、薬物の密売人・使用者で、捜索時に武装し、抵抗した」

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、 2020年6月に国連人権理事会に報告書提出

OHCHRが作成したA4・27ページ(本文19ページ、ケース
など資料8ページ)の報告:

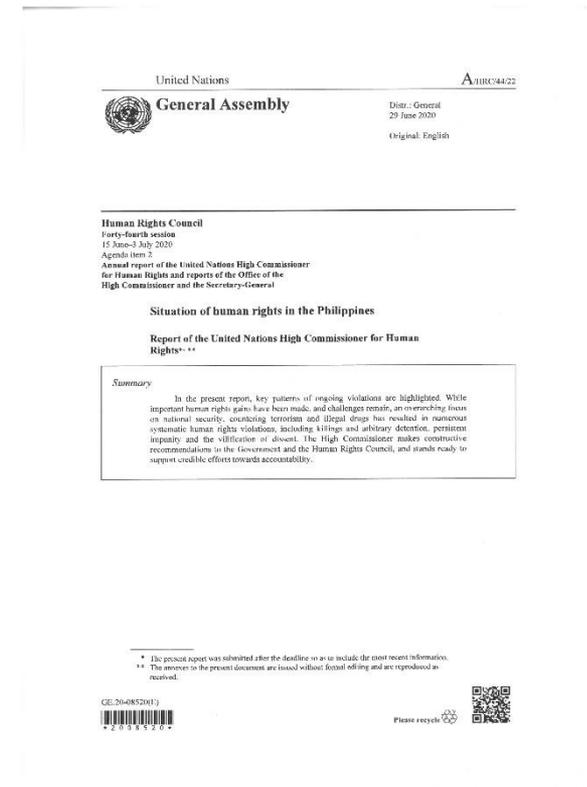
★2016年7月～2020年4月、
政府機関の情報を集計すると

「違法薬物取締りキャンペーン」

のもと、控えめの集計でも警察官や
正体不明の人物によって

8,663人殺害。

人権団体の情報では**その3倍。**



報告書「フィリピンにおける人権状況」

2015年調査、約180万人(人口の2.3%)が薬物使用者。
逮捕・拘束も多数で、拘置所が過密状態。

★フィリピン国家人権委員会の発表: **子ども73人(最年少5カ月)**が**麻薬取締対策**で**殺害**されている。

また、対テロ・治安対策を理由に**人権団体、弁護士、ジャーナリスト**などに対する**嫌がらせや脅迫、殺害**など、
市民社会に大きな影響。



個人や団体を比共産党や新人民軍(テロリスト)だと
レッテル貼りする「**レッド・タグging**」(赤タグ付け)

報告書「フィリピンにおける人権状況」

★政府が**テロリスト**として指定するために裁判所に提出した**リスト**には、**先住民族権利擁護の活動家**やフィリピン出身の**人権専門家の国連特別報告者**も含まれる。

★勧告：違法薬物の取締りは、証拠に基づき、法の支配に合致し、人権を尊重して行われなければならない。



・**フィリピン司法大臣**は、人権理事会へのビデオ・メッセージで、大統領の「**違法薬物取締りキャンペーン**」はフィリピン国民の支持を得ていると開き直る。

・**フィリピン国家人権委員会**は、報告書を歓迎した。

第45会期国連人権理事会でフィリピンの人権 保護・促進をめざす決議採択(2020年10月)

フィリピンの人権状況改善のために**国連が協力・支援**する決議:

- ①捜査と説明責任
- ②警察の人権侵害の疑いに関するデータ収集
- ③報告とフォローアップのための国内機構の設立
- ④市民社会および人権委員会の関与
- ⑤テロ対策法
- ⑥薬物規制に対する人権に基づくアプローチを目的に支援



2021年～24年、**人権高等弁務官事務所によるフィリピン政府への
技術協力(人権に基づく違法薬物対策合同プログラム)の実施**

国際刑事裁判所 (ICC)

麻薬戦争に対してのアクション: ドゥテルテ大統領に対して

2019年3月17日: ICC脱退発効 (麻薬戦争への予備審査に反発)

2021年9月: ICCが「人道に対する罪」の疑いで正式捜査の承認。

捜査可能なのは、加盟期間の**2011年11月1日～2019年3月16日**

2011年11月1日～2016年6月30日: ダバオ市長・副市長として

2016年 7月1日～2019年3月16日: 大統領として

12,000人から3万人犠牲うち5,300人が警察が直接関与

2021年11月10日: 比政府、「犯罪捜査開始」とICCに調査延期要請

2021年11月18日: ICC検事、比政府に「手続延期に関する実証的な情報提供」を要請し承認。ICC、情報分析は継続する。



フィリピン政府が今後どこまで真摯に対応するか不透明。

※2022年6月就任のマルコスJr.大統領は復帰に否定的

国際刑事裁判所 (ICC)

ICCとは:

重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した**個人**(国や団体ではなく)を、国際法に基づいて訴追・処罰するための常設の国際刑事裁判機関(所在地:オランダのハーグ)。2002年に設立条約「**ローマ規程**」が発効。

国際社会が協力して、重大犯罪の**不処罰を許さない**ことで、犯罪発生を防止し、国際平和と安全維持に貢献するための機関。国連機関ではないが、協力関係にある。

2022年6月、マルコスJr.新大統領

2022年5月の大統領選で圧勝したフェルディナンド・マルコスJr. が6月30日新大統領に就任。1986年に民衆蜂起で権力の座を追われたフェルディナンド・マルコス元大統領の息子。

副大統領には、ロドリゴ・ドゥテルテ前大統領の娘のサラ・ドゥテルテが就任。

薬物対策は継続

・フィリピン国家警察によると、警察本部の作戦で32人が死亡し、フィリピン麻薬取締局の作戦で14人が死亡。

・ICCへの復帰予定なし。



フィリピン政府、少なくとも国連への歩み寄り。



*Ferdinand R. Marcos Jr.
(Philippine Embassy
Tokyo)*

2022年国連で問われたフィリピンの人権状況



国連ヨーロッパ本部(ジュネーブ)

- ①10月: 第51会期人権理事会
- ③11月: 普遍的・定期的審査
(UPR)



国連人権高等弁務官事務所
(OHCHR) (ジュネーブ)

- ②10月: 自由権規約委員会の審査

①国連人権理事会

第51会期人権理事会(2022年9月12日～10月7日)

レムリア司法相:

人権問題に真剣に取り組む。「リアルタイムで真の正義」実現のために改革を進めている。

25人の警察官を有罪に。8人解雇。5人を停職などの処分。
司法省主導のパネルを設置し対応。国家捜査局に302件照会中。

※国際刑事裁判所(ICC)の見解

フィリピン政府は、低位の警察官と実行者のみを対象とし、高位の加担者を捜査していない。

司法省は「机上捜査」に終始している。



手続きを再開したい。

②自由権規約委員会の審査

2022年10月10日 & 11日：フィリピンの自由権規約の実施に関する
第5回政府報告書審査

レムリア司法相はじめ約20人のフィリピン政府代表団が対応
11月3日：総括所見の公表（48の懸念 & 勧告）

※日本の報告書審査は10月13日 & 14日

自由権規約は二つある国際人権規約のひとつ。正式名称：**市民的及び政治的
権利に関する国際規約**。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)とあわせて、「世界人権宣言」を基礎に条約化したもの。人権諸条約の中で最も基本的・包括的な内容。生命の権利、身体的自由、表現、集会・結社の自由、参政権と公務就任の権利、民族的マイノリティの権利などを保障。

加えて、**第1選択議定書（個人通報制度）と第2選択議定書（死刑廃止）**。

フィリピンは本体条約に1986年、第1選択議定書は1989年、第2選択議定書は2007年に締結。

②自由権規約委員会のフィリピン報告書審査(2022年10月10日)



質問する委員のひとり



説明するレムリア司法相(左)



フィリピン報告書審査のもよう

②自由権規約委員会による懸念 & 勧告

<不処罰と過去の人権侵害との闘い>

2009年のミンダナオ島マギンダナオ州での州知事選挙に絡む大虐殺事件58人殺害されたが、当局の対応遅く2019年12月に数人がようやく有罪に。



人権侵害の犠牲者に対して十分な補償、法的、医療的、心理的支援を提供すること。

<反テロ対策>

2020年の反テロ法を懸念

①テロとみなす範囲が広すぎて、定義が曖昧。②令状なしの逮捕と、起訴せずに24日間の勾留、③容疑者の個人情報司法判断なしに、本人に通知することなく収集し公にする過剰な権限。④レッドタギングすることを通して、政府に批判的な人権擁護者、ジャーナリストを取締り対象とすることを正当化。その結果、表現・集会・結社の自由を委縮させている。



反テロ法を見直すこと。

②自由権規約委員会による懸念 & 勧告

<超法規的殺害>

- ・政府の違法薬物対策における超法規的殺害。殺害などの人権侵害の犠牲者の大半は、貧困層で家族の生計を担う若い男性。
 - ・前大統領など政府高官が麻薬容疑者を超法規的に殺害するよう暴力扇動
 - ・根拠に欠ける情報で作成の「麻薬ウオッチリスト」に基づき戸別訪問し、自首強要。
 - ・「巻添え被害」として子どもの殺害、家宅搜索の際の家族への影響 親の殺害を目撃。
 - ・正義を求めようとする被害者の親族に対する脅し、いやがらせ。
 - ・国際刑事裁判所(ICC)の捜査への協力拒否などに対して懸念。
- ↓
- ・法執行関係者を含む**容疑者の徹底的捜査と訴追努力を倍増**させること。
 - ・独立した徹底的な**捜査メカニズムの確立**
 - ・被害者および家族に対する補償と支援。
特定ニーズのある子どもの心理的支援。
 - ・武器使用に関するトレーニングの実施

②自由権規約委員会による懸念 & 勧告

＜表現の自由＞

- ・2020年7月のテレビ局ABS-CBNのフランチャイズ更新拒否、2022年6月のウェブニュース「ラップラー」の法人認可の取消しなど報道機関を閉鎖に追い込もうとする措置。
- ・ノーベル平和賞受賞者マリア・レッサ氏（ラップラー最高責任者）をはじめとするジャーナリストとメディア機関に対する刑事・民事訴訟の連発。
- ・ジャーナリストに対する広範ないやがらせと脅迫、および殺害。
- ・独立系メディアに対する、国が関与するサイバー攻撃。

＜平和的集会と結社の自由の権利＞

労働組合員への脅迫やいやがらせ、殺害、組合会合への治安部隊の介入。
住友とNutriAsiaの労働者などのストライキ解除のための過剰な武器使用。
負傷、死亡、恣意的な逮捕・拘禁につながっていることを懸念。



労働者によるストを含む平和的集会における過剰な武器使用の容疑が、迅速、徹底かつ公平に調査され、責任者が起訴され、有罪が確定すれば処罰し、被害者が救済を受けるよう確保すること。

②自由権規約委員会による懸念 & 勧告

<劣悪環境の拘禁施設>

違法薬物対策の結果、被拘禁者の増加による過剰収容。
食料と安全な水の不足。コロナ禍のなか、不十分な医療。



とりわけ妊娠中の女性拘禁者に対する医療その他の必要なサービス提供

<人権擁護者>

テロ対策と違法薬物取締りにおける人権擁護者、活動家の合法的な活動への弾圧。

赤タグ、殺害脅迫、脅し、襲撃、恣意的逮捕・拘禁、強制失踪、超法的殺害



人権擁護者法案を即刻採択すること。

人権擁護者に対する赤タグ付けをやめること。

人権擁護者など市民に対する人権侵害の捜査、訴追および被害者への十分な補償。

③人権理事会の普遍的・定期的審査(UPR)

UPRとは、2006年に国連人権理事会の設置に伴い導入された制度で、全国連加盟国(193カ国)が人権状況を相互に審査(ピアレビュー)し、勧告を提言する人権促進のための仕組み。

第4回目の審査サイクルで、フィリピンを対象に2022年11月14日に審査

107カ国が人権諸課題にコメントし
勧告:

少なくとも**23カ国**が**麻薬対策**における人権侵害の改善を求める。

5カ国が**赤タグ付け停止**を求める。

レムリア司法相:

「政府には『赤タグ付け』という政策はなく、左翼の造語である」と反論。

しかし、「赤タグ付け」は、政府の権利であり、民主主義プロセスの健全な一部である、と少し前に語っている。⇒苦し紛れの応答



フィリピン審査のもよう
(2022年11月14日 ジュネーブ)

③人権理事会の普遍的・定期的審査(UPR)

日本による勧告(深刻な人権侵害の課題を外した**“やさしい勧告”**)

- ・「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく国内行動計画の策定。
- ・「強制的失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准。

日本のフィリピン国軍と警察への援助

フィリピンにとって最大の政府開発援助(ODA)
供与国で、戦略的パートナーとして、安全保障
協力を促進:

- ・海上自衛隊とフィリピン海軍との共同訓練。
- ・沿岸警備隊への高速ボートの提供。
- ・防衛装備品の提供
- ・フィリピン国家警察への治安・テロ資機材、
警察車両の提供など。



「反テロ法」の実施で人権侵害への懸念



羽田 在フィリピン大使によるフィリピン国家警察への資機材の引き渡し式典(2019年2月)

人権理事会の特別報告者の訪問計画と今後

国連人権理事会のもとに課題ごとに設置されているうちの3人の特別報告者によるフィリピン訪問調査の受け入れへ

①「子ども売買・子どもの性的搾取」に関する特別報告者

2022年11月28日～12月8日

⇒2023年3月の人権理事会で報告書の提出予定

2023年の予定:

②「意見・表現の自由」に関する特別報告者

③「超法規的・略式・恣意的処刑」に関するティドバルービンス特別報告者

(2007年 アルストン特別報告者 左派系活動家の殺害に関する訪問調査)



国連の人権メカニズムとの協力・協調が進んでいるが、薬物対策としての「麻薬戦争」、および表現・集会・結社の自由を抑え込もうとする「反テロ対策」における人権侵害状況がはたして改善に向かうのか？

<参考URL>

<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/regular-sessions/session51/documentation>

51st regular session of the Human Rights Council
(第51会期人権理事会)

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=2575&Lang=en

CCPR - International Covenant on Civil and Political Rights
136 Session (10 Oct 2022 - 04 Nov 2022)
(自由権規約委員会 第5回フィリピン政府報告書審査)

<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/upr/ph-index>

Universal Periodic Review – Philippines
(普遍的・定期的審査－フィリピン)